



輪島市穴水町環境衛生施設組合告示第3号

輪島市穴水町環境衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例第5条の規定により、輪島・穴水クリーンセンター運転時間延長に伴う生活環境影響調査結果報告書等に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書が提出できるため、意見書の提出方法について、次のとおり告示する。

令和6年5月31日

輪島市穴水町環境衛生施設組合
組合長 坂口 茂



記

- 1 意見書の提出先 輪島市穴水町環境衛生施設組合事務局
(〒927-2122 輪島市門前町原1の15番地1 TEL 42-1112)
- 2 提出期限 令和6年6月12日(水)から6月20日(木)まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
持参の場合、期間中の午前8時30分から午後5時30分まで
郵送の場合、提出期限最終日の午後5時30分必着分まで
- 3 提出方法 別紙様式(提出先にて用意)により持参又は郵送提出